

新型コロナウイルス感染症を踏まえた 避難所運営ガイドライン

令和2年10月修正

森町 防災課・保健福祉課

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインについて

はじめに

新型コロナウイルス感染症が全国的な拡がりを見せて以降、本町においても、町民の皆様のご協力や関係各機関の皆様のご尽力により、感染発生予防が図られてきたところです。しかし、ワクチンや治療薬が開発されるまでは、継続的な感染予防対策が必要となり、「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくことが求められています。

こうした状況下で災害が発生した場合においても、町民の皆様がためらわずに避難できるよう、避難所の開設や運営にあたっては、密閉・密集・密接の3つの密を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があります。

一方、昨年全国に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風を教訓に、国において「避難のあり方」が検証され、『避難の理解力向上キャンペーン（内閣府・消防庁）』として、自宅の2階や安全な親戚・知人宅への避難など、地域の災害リスクに応じて、様々な避難先を検討するとともに、適切な避難について住民の理解を促す必要性が示されております。

これらのことを踏まえ、地域の災害リスクを踏まえた避難についての意識啓発や避難所における感染リスクを下げるための対応策や留意事項をとりまとめ、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」として作成しました。

各地区自主防災会等におかれましても本ガイドラインを参考とし、地域の実情や避難所施設等を考慮し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の開設や運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の新たな知見や訓練・災害時の検証等を踏まえ、必要に応じて、本ガイドラインは、適宜見直しを行ってまいります。

令和2年7月

森町 防災課・保健福祉課

目次

1 事前準備

- (1) 住民への広報…………… 1
- (2) 避難所における十分なスペースの確保…………… 1
- (3) 資機材等の整備…………… 2
- (4) 研修及び訓練の実施…………… 2

2 災害時の対応

- (1) 避難者の受け入れ…………… 3
- (2) 避難所における感染症対策…………… 5
- (3) 避難者の健康管理…………… 6
- (4) 発熱者等への対応…………… 6
- (5) 避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合の対応…………… 6

3 避難所運営チェックリスト…………… 7～9

4 別紙及び関係資料

- 【別紙 1-1】 知っておくべき 5 つのポイント…………… 10
- 【別紙 1-2】 避難行動判定フロー…………… 11
- 【別紙 2】 車の中で生活される方へ…………… 12
- 【別紙 3】 事前問診場所レイアウト(例) …… 13
- 【別紙 4-1】 問診チェック票…………… 14
- 【別紙 4-2】 避難者名簿(避難所記載用) …… 15
- 【別紙 5-1】 手洗い啓発チラシ…………… 16
- 【別紙 5-2】 咳エチケット啓発チラシ…………… 17
- 【別紙 6】 健康チェックシート…………… 18
- 【参考資料】 避難所レイアウト(例)…………… 19～24
(令和 2 年 6 月 10 日付け府政防第 1262 号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)通知)
- 【参考資料】 厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)…………… 25～26
- 【参考資料】 関連する県、国等のホームページ…………… 27
- 【参考資料】 避難所でのゴミの捨て方について…………… 28
- 【参考資料】 家庭内の洗剤を使った身近な物の消毒方法(経産省、NITE)…………… 29～30
- 【参考資料】 身の回りの消毒・次亜塩素酸ナトリウム液の作り方(厚労省)…………… 31～32

5 修正の沿革

令和 2 年 9 月 14 頁「問診チェック票」の修正

令和 2 年 10 月 2 頁 資機材整備・備蓄品の追加

29～32 頁に参考資料として消毒液の作り方等を追記

1 事前準備

(1) 住民への広報

『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すとともに、避難する際には、個人又は家族が使用する感染対策に必要な備品を持参するよう住民へ周知する。【別紙 1-1 (P10)、1-2 (P11)】

① 自宅の災害の危険性の確認

- ・平成 30 年に全戸配布したハザードマップ等により、災害の種別ごとの自宅及び地域の危険性について周知する。さらに、同時に配布した防災ガイドブックにより災害への備え方を周知する。

② 避難先の検討

- ・自宅が被災する可能性が低く、安全を確保できると判断される場合は、あらかじめ水・食料、携帯トイレなど、家庭内の備蓄状況を確認のうえ、在宅避難を選択肢として検討するよう周知する。
- ・在宅避難が困難な場合は、安全な親戚・知人宅への避難など、災害リスクを踏まえた適切な避難先を、あらかじめ確認するよう周知する。

③ 必要な物資等の持参

- ・避難にあたっては、町の備蓄品には限りがあり、また、使いまわしによる感染を避ける必要があることから、避難生活において必要となるものを可能な限り持参するよう周知する。

☞ マスク、消毒液、体温計、内履き、服用している薬、サプリメント、タオル、歯ブラシ、ゴミ袋及び筆記用具等

(2) 避難所における十分なスペースの確保

「3密」を回避するため、避難者 1 名あたりの占有スペースを約 3 m²、個人又は家族ごとに 2 m 程度の間隔を保つことを目安として、必要なスペースを確保する。

① 指定避難所のスペースの拡大

- ・施設管理者と事前協議のうえ、避難スペースの拡張の可否を確認する。

☞ 避難所となる学校施設では、体育館に限らず多目的教室等の活用を検討する

② その他の避難施設の選定・確保

- ・指定避難所で必要なスペースを確保できない場合は、その他の町有施設等を避難所として活用することを検討する。

その他の町有施設の活用

施設管理者等と利用の可否、利用の範囲や用途利用できる設備や資機材、役割分担や利用手順等について協議する

③車中泊避難への対応

- ・「3密」を避けるため、やむを得ず車中泊を希望する避難者が増えることも想定されるため、車中泊の留意事項について住民に周知する。

駐車スペースの浸水リスクの事前確認やエコノミー症候群など車中泊の注意点をまとめたチラシ等による周知も用意【別紙2（P12）】

（3）資機材等の整備

避難所に、感染症防止に必要な資機材や備蓄品を整備する。

資機材の整備に当たっては、県や国の支援制度（地震・津波対策等減災交付金等）の積極的活用努める。

① 資機材の整備

非接触式温度計、換気対策資機材（扇風機・気化式冷風機・石油ストーブ）、エチケットボード、簡易避難所用テント、折りたたみベッド、紙発泡緩衝材マット、避難所スタッフ用ベスト、防災倉庫等

② 備蓄品の整備

アルコール消毒液、ニトリル手袋、フェイスシールド、マスク、養生テープ（間隔を示すため）、次亜塩素酸水用スプレーボトル、ペーパータオル、規制標識テープ、プラスチックガウン等

（4）研修及び訓練の実施

避難所運営を担当する職員、自主防災会役員等関係者を対象に、感染症対策の基礎知識を習得する研修会や、避難者受け入れ手順等の確認訓練を実施する。

2 災害時の対応

(1) 避難者の受け入れ

避難所等に避難者を受け入れる前に、感染防止の観点から、「問診チェック票」による健康状態の確認を行い、その結果に応じて避難スペースを区分し、それぞれのスペースへ誘導する。

① 避難所開設・運営者の健康確認

- ・避難所等を開設する前に、地区防災班等の町職員や関係する自主防災会役員等の避難所運営スタッフの健康状態を確認する（方法は避難者と同じく「問診チェック票」による）。

② 事前問診の実施

- ・避難所等の入口の外など換気の良い場所に事前問診場所を設置し、発熱等体調不良者の事前把握を行う。【別紙3 (P13)】
- ・受付担当者は、マスク、ニトリル手袋、フェイスシールドを着装し、聞き取りと検温により「問診チェック票」による事前問診を実施する。【別紙4-1 (P14)】

- 問診は受付担当者による聞き取りと検温によるものとし、記入は担当者が行う
- 場所は、体育館に接続する廊下を使用するなど、極力屋外は避け、各避難所等に応じた場所に設置（屋外設置の場合は、テントの設営が望ましい）
- 事前問診場所が混雑しないよう受付の複数設置や、避難者毎に2mの距離を保つことができるよう目印テープ等の貼付を行い、受付周辺にアルコール消毒液を設置
- 受付では避難所毎に配備した非接触式温度計を使用する
測定は髪がかからない状態の額^{ひたい}で行い、**発熱者は37.5℃以上の者とする**
※接触型体温計を使用する場合は、感染防止のために毎回消毒をして使用
- 記入済みの「問診チェック票」を本人に渡し、速やかに一般スペース又は、発熱等体調不良者や濃厚接触者の専用スペースへの移動を促す
- 陽性者が避難してきた場合には、一旦自家用車等への待機を指示する。災害対策本部と専用避難場所の調整が済んだ後、陽性者へは速やかに町の専用避難所（陽性者）への移動を促す

③ 一般スペース及び専用スペース（発熱等体調不良者ほか）への誘導

- ・事前問診の結果に応じて、発熱等体調不良者や濃厚接触者は、速やかに「専用スペース」へ誘導する。それ以外の者は「一般スペース」へ誘導する。

ア 一般スペース

- ・受付対応者は、マスクなどを装着し、一般スペースの入口で受付を実施する。
- ・「問診チェック票」の内容を確認し、問題なければ「問診チェック票」を回収するとともに、「健康チェックシート」【別紙6 (P18)】を配り、避難者毎に日に3回の記載を指示する。
- ・個人又は家族の占有スペース毎に2m程度の間隔を確保する。

- ・間隔を確保できない場合は、間仕切り用簡易テント等（以下「間仕切り等」という。）で空間を区切るなど、感染防止の工夫を行う。間仕切り等を設置する際は、気流低下による熱中症に注意するとともに、窃盗等への注意喚起を行う。

イ 専用スペース（発熱等体調不良者・濃厚接触者）

- ・受付にはエチケットボードを設置する
- ・受付対応者は、マスク、ニトリル手袋、フェイスシールド等を装着し、専用スペースの入口で受付を実施する。
- ・「問診チェック票」の内容を確認し、問題なければ「問診チェック票」を回収するとともに、「健康チェックシート」を渡し、日に3回の記載を指示する。また、一般スペースへの立入り禁止を伝える。
- ・一般スペースとは建物や階層を分けることを基本とし、可能であれば個室とするが、個室が確保できない場合は、間仕切り等で空間を区切るなど、感染防止の工夫を行う。
- ・一般スペースとの動線を分けるとともに、トイレ・手洗い場も別の場所にするなど、完全に分離したレイアウトとする。
- ・発熱等体調不良者の家族についても、感染予防の観点から、専用スペース（発熱等体調不良者ほか）へ案内する。

●専用スペースの入所者と他の避難者との接触を避けるため、各スペースに自分で移動・利用できるような案内表示の設置（風雨時や夜間においても視認可能なもの）

- ※濃厚接触者については、多数の避難者が訪れる避難所等とは別の専用の避難施設への避難が望ましいが、専用施設まで移動する手段がない等の理由により、避難所に避難することも想定されることから、発熱者等体調不良者とは別の専用スペースをあらかじめ確保しておく。
- ※濃厚接触者の家族についても、感染予防の観点から、濃厚接触者と同一の専用スペース（濃厚接触者）へ案内する。
- ※新型コロナウイルス感染症陽性者や濃厚接触者が避難所に避難してきた場合は、直ちに災害対策本部や保健福祉課へ連絡することを基本とし、西部保健所等と連携し適切に対応する。
- ※避難所の全体、一般スペース、専用スペース（発熱等体調不良者・濃厚接触者）のレイアウト等については、令和2年6月10日付け府政防第1262号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)通知等を参照して対応する。【参考資料（P19～24）】

(2) 避難所における感染症対策

避難所において、感染症の拡大を防止するため、定期的な換気の実施、共用箇所の清掃・消毒など、感染防止対策を徹底する。

① 基本的な感染症対策

- ・手洗いや咳エチケット等と呼び掛ける啓発ポスターの関連場所への掲示【別紙 5-1 (P16)、5-2 (P17)】や、2 mの距離を実感できる表示等を床面・壁面等に行うなど、基本的な感染防止対策を徹底する。

- アルコール消毒液は、避難所の出入口・トイレ周辺等に設置し、出入りの際には必ず手指の消毒を行うよう周知する。なお、アルコールが乾く時に殺菌されるため、乾くまで入念にすり込むことも指導
- 咳等が出ていない場合もマスクの着用を徹底
- 避難所内は、原則として内履きとし、外履きで入らないよう徹底
- 人の密集が予想されるトイレ、洗面所、洗濯場、携帯電話の充電場所等では、2 mの距離を実感できる表示等を床面等に掲示

② 食事時における感染症対策

- ・炊き出しを行う時は、一人分ずつ小分けにして配ることを徹底する。
- ・飛まつ感染を防ぐため、共用の食事スペースの設置は推奨しない（できる限り、各避難者の占有スペース内での食事を推奨）。設置する場合は、順番制での利用や座席配置を同一方向や互い違いとする。

③ 飛まつ感染防止対策

- ・居住スペースでは、家族等、同一グループ毎の間隔は、2 mの距離を確保するほか、同一グループ内の利用者間の配置は互い違いとするなど、隣人からの飛まつ感染を避ける。
- ・密集が避けられないなど必要な場合は、飛まつ感染防止のため、間仕切り用簡易テントを活用する。

- 各避難所の配備済み間仕切り用簡易テントは、(株)信防エディックス社製 避難ルーム (W205 cm×D205 cm×H170 cm)
- 各避難所の配備数は20個のため配分に注意すること

④ 定期的な換気

- ・30分に1回以上、避難所内の窓を全開にするなど、定期的な換気を実施する。

- 換気扇や大型扇風機等を活用して、外気を導入する
- 熱中症対策として、エアコン、冷風機、扇風機等を積極的に活用
- 冬季にあっては、火災やヤケド、事故等に注意して石油ストーブを活用

⑤ 共用箇所の清掃や消毒

- ・トイレ、洗面所、階段手すり、ドアノブ、電灯スイッチなど、人がよく触れる共用箇所は、避難者が協力して定期的に清掃及び消毒（1時間毎～少なくとも日に3回程度）を行う。

- ペーパータオルや次亜塩素酸水を入れたスプレーボトル容器を活用
- 次亜塩素酸水は、役場等に設置された除菌電解水給水器の除菌液を活用する

●避難所施設内にある洗剤等を活用した次亜塩素酸ナトリウム液等の消毒液の作り方・使い方については、参考資料 P29～32 記載のとおり

(3) 避難者の健康管理

避難者の健康管理のため、毎日の検温や体調確認等を実施する。

① 検温や体調確認の実施

- ・避難者に対し、毎日検温及び体調管理を行い、「健康チェックシート」に記入するよう指示する。【別紙6 (P18)】

※検温は、避難者が持参した物で自ら行うことを基本とするが、持参しなかった場合には、各スペースの受付でスタッフによる検温を受ける。

- ・発熱や体調不良が生じた場合は、避難所運営スタッフや巡回した保健師等に相談するよう指導する。
- ・相談の結果、必要な場合は、発熱等体調不良者及びその家族を専用スペースへ案内するとともに、災害対策本部や保健福祉課に報告する。

② 保健師等の巡回

- ・避難所運営スタッフや保健師等は、定期的な巡回等により、避難者の健康管理に努める。

(4) 発熱者等への対応

発熱者等が発生した場合は、症状に応じて受診の補助や専用スペースの確保など、適切に対応し、避難所での感染拡大の防止に努める。

① 症状が悪化した場合

- ・発熱者等の症状が悪化した場合、速やかに医療機関等を案内し、移動は本人や家族等によることを基本とするが、必要に応じて搬送等の補助を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、**帰国者・接触者相談センター（☎050-5371-0561）**を案内する。

② 感染症検査を受ける場合

- ・避難者が新型コロナウイルス感染症の検査を受ける場合、結果が出るまでの間、当該避難者の滞在場所等は、医師の指示に従う（結果が出るまでに時間がかかる等の理由で、避難所に戻る場合は、専用スペースを確保する）。

(5) 避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合の対応

検査の結果、避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合は、西部保健所の指導と保健福祉課の協力のもと、当該者の居住スペースの消毒等、必要な措置を行う。

3 避難所運営チェックリスト

災害時の対応

(1) 避難者の受入

避難所関係職員の健康確認

➤避難所等の開設前に、避難所運営関係者（施設管理者、町職員等）の健康状態を確認する

事前問診の実施

➤問診は、受付担当者による聞き取りとし、「問診チェック票」への記入も担当者が行う

➤避難所入口の外など換気の良い場所に「事前問診場所」を設置する

➤場所は、体育館に接続する廊下を使用するなど、極力、屋外は避け、各避難所等に応じた場所に設置する（屋外設置の場合は、テントの設営が望ましい）

➤受付担当者は、マスク、手袋、フェイスシールドを着装し、事前問診を実施する

➤事前問診場所が混雑しないよう受付の複数設置、避難者毎に2mの距離を確保（目印テープ等の貼付）、受付周辺にアルコール消毒液を設置する

➤受付では避難所毎に配備された非接触式温度計の使用を基本とする。

接触型の体温計を使用する場合は、感染防止のために毎回消毒をして使用する

➤発熱者等体調不良者や濃厚接触者に対して、速やかに専用スペースへの移動を促す

➤陽性者が避難してきた場合には、一旦自家用車等での待機を指示する。災害対策本部と専用避難場所の調整が済んだ後、陽性者へは速やかに町の専用避難所（陽性者）への移動を促す

一般スペース及び専用スペースへの誘導

[一般スペース]

➤受付対応者は、マスクなどを着装し、一般スペースの入口で受付を実施する

➤個人又は家族の占有スペース毎に2m程度の間隔を確保する

➤間隔を確保できない場合は、間仕切り等で空間を区切るなどの工夫を行う

➤間仕切り等を設置する際は、熱中症や窃盗等に注意する

[専用スペース（発熱等体調不良者・濃厚接触者）]

➤受付にはエチケットボードを設置する

➤受付対応者は、マスク、ニトリル手袋、フェイスシールド等を着装し、専用スペースの入口で受付を実施する

➤一般スペースとは建物や階層を分けることを基本とし、可能であれば個室とするが、確保できない場合は、間仕切り等で区切るなど、工夫を行う

➤一般スペースとの動線を分け、トイレ・手洗い場も別の場所にするなど、完全に分離したレイアウトとする

➤発熱等体調不良者の家族についても、専用スペース（発熱等体調不良者）へ案内する

➤専用スペースの入所者と他の避難者との接触を避けるため、各スペースに自分で移動・利用できるような案内表示を設置する（風雨時や夜間においても視認可能なもの）

➤濃厚接触者が、避難所に避難してくることも想定されることから、発熱者等体調不良者とは別の専用スペースを確保する

➤濃厚接触者の家族についても、感染予防の観点から、専用スペース（濃厚接触者）へ案内する

➤陽性者や濃厚接触者が避難所に避難してきた場合は、直ちに災害対策本部や保健福祉課へ連絡し、西部保健所と連携のうえ、適切に対応する

(2) 避難所における感染症対策

基本的な感染症対策

- 手洗いや咳エチケット等と呼び掛ける啓発ポスターの関連場所への掲示や、2 mの距離を実感できる表示等を床面・壁面等に行うなど、基本的な感染防止対策を徹底する
- アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺等に複数設置し、出入り際には必ず手指の消毒を行うよう周知する
- 咳等が出ていない場合もマスクの着用を徹底する
- 避難所内は、原則として内履きとし、外履きで入らないよう徹底する
- 人の密集が予想されるトイレ、洗面所、洗濯場、携帯電話の充電場所等では、2 mの距離を実感できる表示等を床面等に掲示する

食事時における感染症対策

- 炊き出しを行う時は、一人分ずつ小分けにして配ることを徹底する
- 飛まつ感染を防ぐため、共用の食事スペースの設置は推奨しない。設置する場合は、順番制での利用や座席配置を同一方向や互い違いとする

飛まつ感染防止対策

- 居住スペースでは、家族等、同一グループ毎の間隔は、2 mの距離を確保するほか、同一グループ内の利用者間の配置は互い違いとするなどして、隣人からの飛まつ感染を避ける
- 密集が避けられないなど必要な場合は、飛まつ感染防止のため、間仕切り用簡易テントを活用する

定期的な換気

- 30分に1回以上、避難所内の窓を全開にするなど、定期的な換気を実施する
- 換気扇や大型扇風機等を活用して、外気を導入する
- 熱中症対策として、エアコン、気化式冷風機、扇風機等を積極的に活用する
- 冬季は、火災やヤケド、事故等に注意して石油ストーブを活用する

共用箇所の清掃や消毒

- トイレ、洗面所、階段手すり、ドアノブ、電灯スイッチなど、人がよく触れる共用箇所は、避難者が協力して定期的に清掃及び消毒（1時間毎～少なくとも日に3回程度）を行う

(3) 避難者の健康管理

検温や体調確認の実施

- 避難者に対し、自らが毎日検温及び体調管理を行い、「健康チェックシート」に記入するよう指示する
- 発熱や体調不良が生じた場合は、避難所運営スタッフや巡回した保健師等に相談するよう指導する
- 相談の結果、必要な場合は、発熱等体調不良者及びその家族を専用スペースへ案内するとともに、災害対策本部や保健福祉課に報告し、指示を受ける

保健師等の巡回

- 避難所運営スタッフや保健師等は、定期的な巡回等により、避難者の健康管理に努める

(4) 発熱者等への対応

症状が悪化した場合

- 発熱者等の症状が悪化した場合、速やかに医療機関等を案内し、移動は本人または家族等によることを基本とするが、必要に応じて搬送等の補助を行う
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、**帰国者・接触者相談センター(☎050-5371-0561)**を案内する

感染症検査を受ける場合

- 避難者が新型コロナウイルス感染症の検査を受ける場合、結果が出るまでの間、当該避難者の滞在場所等は、医師の指示に従う（結果が出るまでに時間がかかる等の理由で、避難所に戻る場合は、専用スペースを確保する）

(5) 避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合の対応

避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合の対応

- 検査の結果、避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合は、西部保健所の指導と保健福祉課の協力のもと、当該者の居住スペースの消毒等、必要な措置を行う

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は
避難することが原則**です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計が不足しています**ので、できるだけ自ら携行して下さい。
- 市(町)が指定する避難場所、避難所が**変更・増設**されている可能性があります。
災害時には市(町)ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。
やむをえず**車中泊**をする場合は、浸水しないよう**周囲の状況**等を十分確認して下さい。

今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう！

静岡県防災

検索



防災アプリ
静岡県防災



豪雨等による災害発生前の避難行動を促す各種緊急情報の通知をはじめ、平常時の災害への備えとして、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど、災害から命を守るために、役立つ機能を幅広く備えたアプリ、それが総合防災アプリ「静岡県防災」です

避難行動判定フロー

スタート！

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります

家がある場所に色が塗られていますか？

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市町からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください

はい

いいえ

災害の危険があるので、原則として※自宅の外に避難が必要です。

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水や食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です

例外

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市町が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市町が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

車の中で生活される方へ

車中で生活されている方はできるだけ避難所に移りましょう。

やむを得ず車中で生活される場合は、次のことに気をつけてください。

エコノミークラス症候群

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が肺や脳、心臓にとび、血管を詰まらせ肺塞栓、脳卒中や心臓発作などを誘発する恐れがあります。

★予防のポイント

- ①ときどき車の外に出て、軽い体操やストレッチ運動を行いましょう。
- ②十分に、こまめに水分を取りましょう。
- ③アルコールとタバコを控えましょう。
- ④ゆったりとした服装で、ベルトもゆるめましょう。
- ⑤定期的に体を動かしましょう。かかとの上げ下げ、ふくらはぎマッサージ等。
- ⑥眠るときは足をあげましょう。

<予防のための足の運動>

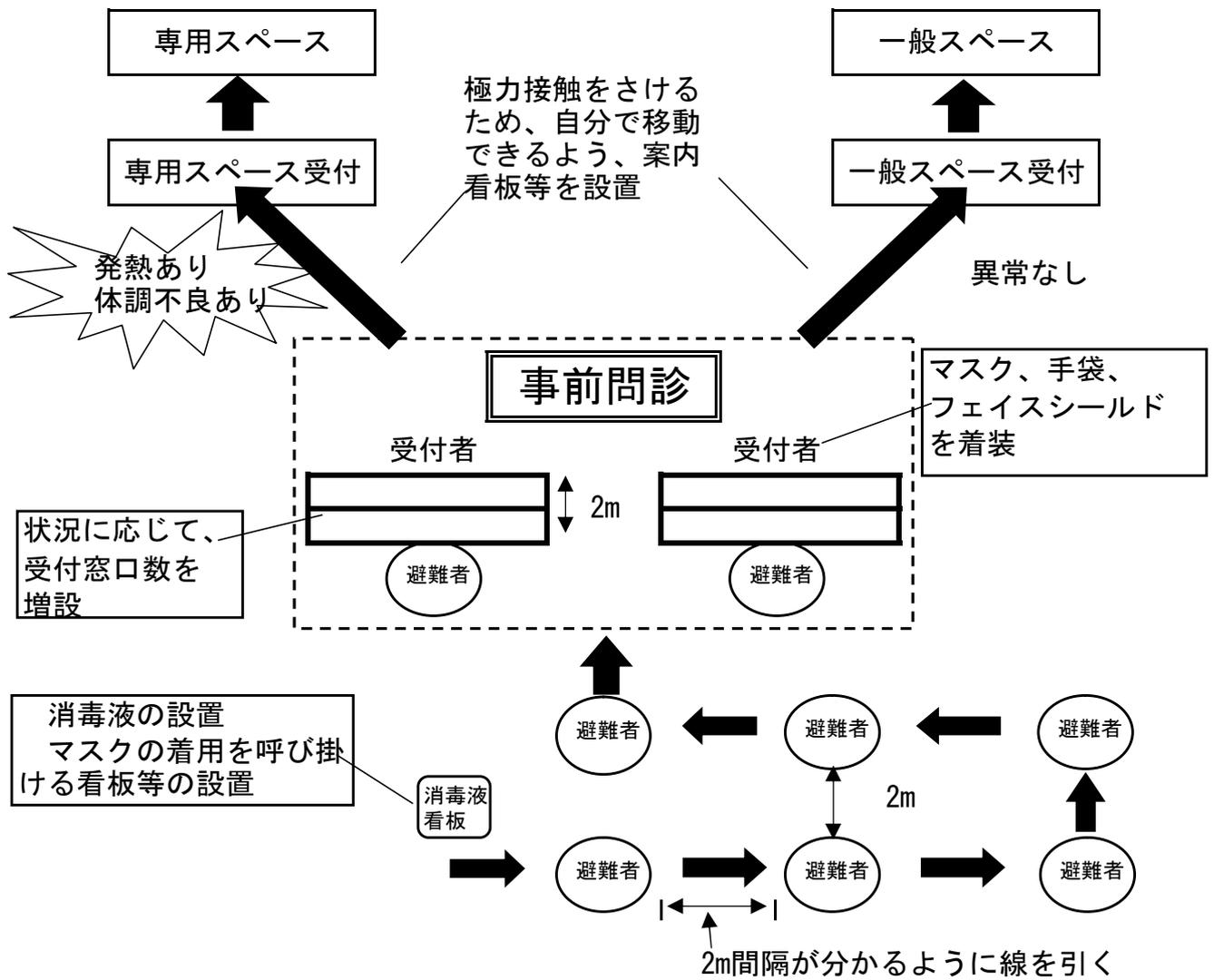


一酸化炭素中毒

車などの狭い空間で暖房を使用し長時間過ごすとき、一酸化炭素中毒になり、意識障害や心臓障害を来す恐れがあるので、定期的に換気をしましょう。

*** 具合の悪い時は早めに医療機関、避難所の保健医療スタッフ等にご相談ください。**

事前問診場所レイアウト（例）



【事前問診で行うこと】

- ・問診チェック表【別紙4】を使って、避難者の健康状況を確認する。

【発熱等体調不良者】

- ・専用スペースへ誘導する。

【上記以外の者】

- ・一般スペースへ誘導する。

問診チェック票

避難所名		
受付日時	月 日 ()	時 分
避難者	氏名	
	住所	(町内会)
	電話番号	

1	新型コロナウイルス感染症の陽性者である	はい・いいえ
---	---------------------	--------

1で「はい」の方には、自家用車等での一時待機を指示し、災害対策本部（保健福祉課）との調整後、専用避難所への移動を指示する

2	新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と言われている。または、同居の家族である	はい・いいえ
---	--	--------

2で「はい」の方は、以下の項目を聞き取らず、速やかに専用スペース（濃厚接触者）へ案内する

3	現在の体温	℃
4	風邪の症状や発熱が数日間続いている	はい・いいえ
5	強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある	はい・いいえ
6	激しい咳症状がある	はい・いいえ
7	味覚・臭覚異常がある	はい・いいえ
8	同居する家族等が、37.5℃以上に発熱している または、4～7の症状が一つでもある	はい・いいえ

3の体温が37.5℃以上または、4～8でひとつでも「はい」の方は、専用スペース（発熱等体調不良者）へ案内

体温が37.5℃未満であり、3以外の全てで「いいえ」の方は一般スペースへ案内

避難者名簿【 / ページ】避難所記載用

避難所名

NO.	入所日時	氏名	住所	電話	受付時の問診結果 体温又は該当に○記載			居住 スペース の別	具体的な 居住スペース	備考	退所日時
					濃厚 接触者	体温	体調				
例	7/26 10:15	森町太郎	森町森2101-1 【●●●町内会】	0538-85-2111		37.1℃	良・不良	○一般・専用	体育館		/ :
例	7/26 10:30	森町花子	森町森2101-1 【●●町内会】	090-9999-9999		38.2℃	良・不良	一般・○専用	図工室		/ :
	/ :		【 町内会】			℃	良・不良	一般・専用			/ :
	/ :		【 町内会】			℃	良・不良	一般・専用			/ :
	/ :		【 町内会】			℃	良・不良	一般・専用			/ :
	/ :		【 町内会】			℃	良・不良	一般・専用			/ :
	/ :		【 町内会】			℃	良・不良	一般・専用			/ :
	/ :		【 町内会】			℃	良・不良	一般・専用			/ :
	/ :		【 町内会】			℃	良・不良	一般・専用			/ :
	/ :		【 町内会】			℃	良・不良	一般・専用			/ :
	/ :		【 町内会】			℃	良・不良	一般・専用			/ :
	/ :		【 町内会】			℃	良・不良	一般・専用			/ :

感染症対策へのご協力をおねがいます

！ 手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚生省 検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

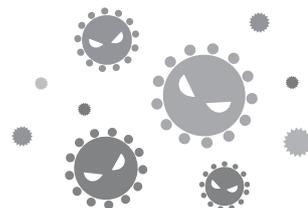
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやるう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



健康チェックシート

氏名: _____

症状	月 日(曜日)																				
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
呼吸の息苦しさ、 胸の痛みがある	有・無	有・無	有・無																		
味覚・嗅覚異常 がある	有・無	有・無	有・無																		
咳や痰、喉の痛 みがある	有・無	有・無	有・無																		
全身がだるいな どの症状がある	有・無	有・無	有・無																		
吐き気がある	有・無	有・無	有・無																		
下痢がある	有・無	有・無	有・無																		
体にぶつぶつ(発 疹)が出ている	有・無	有・無	有・無																		
目が赤く、目やに が多い	有・無	有・無	有・無																		
その他気になる 症状があれば記 載願います																					

※発熱や体調不良が生じた場合は、保健・衛生班などの避難所運営スタッフや保健師等に相談すること

府政防第 1262 号
 消防災第 114 号
 健感発 0610 第 1 号
 令和 2 年 6 月 10 日

各 { 都 道 府 県
 保健所設置市
 特 別 区 } 防災担当主管部（局）長 殿
 衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（避難生活担当）
 消防庁国民保護・防災部
 防 災 課 長
 厚生労働省健康局
 結核感染症課長
 （ 公 印 省 略 ）

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第 2 版）について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合の参考資料として、先般、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和 2 年 5 月 21 日付け府政防第 939 号他）を発出したところです。

この通知においては、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の検討に資するよう、避難所全体のレイアウトの例について示したところです。

この度、レイアウトの例について更に検討を進め、別添のとおりレイアウトの例を更新いたしましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いいたします。

なお、この資料は、前回同様、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
 赤司、長谷川、秋吉、山元
TEL 03- 3501- 5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
 神田、館野
TEL 03- 5253- 7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
 加藤、榊原
TEL 03- 3595- 2257（直通）

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 6. 10
第2版

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。)

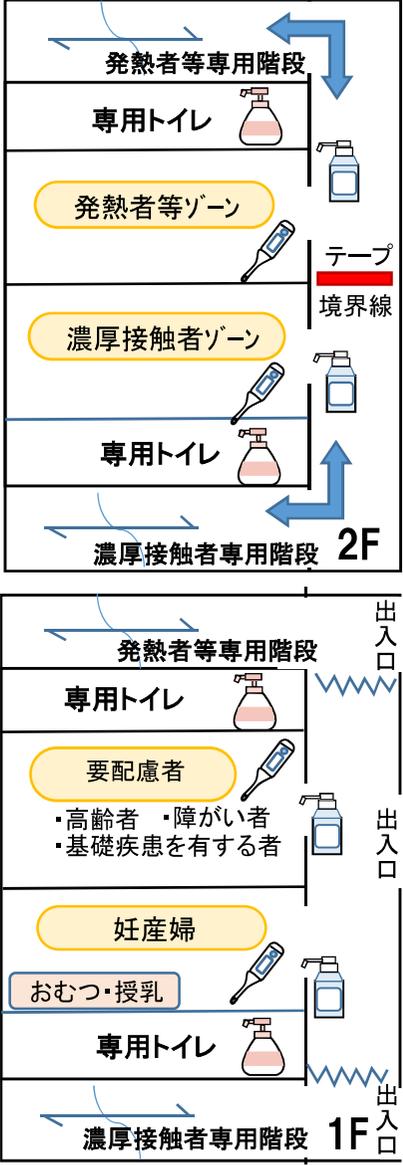
専用スペースと専用トイレ、独立した動線確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

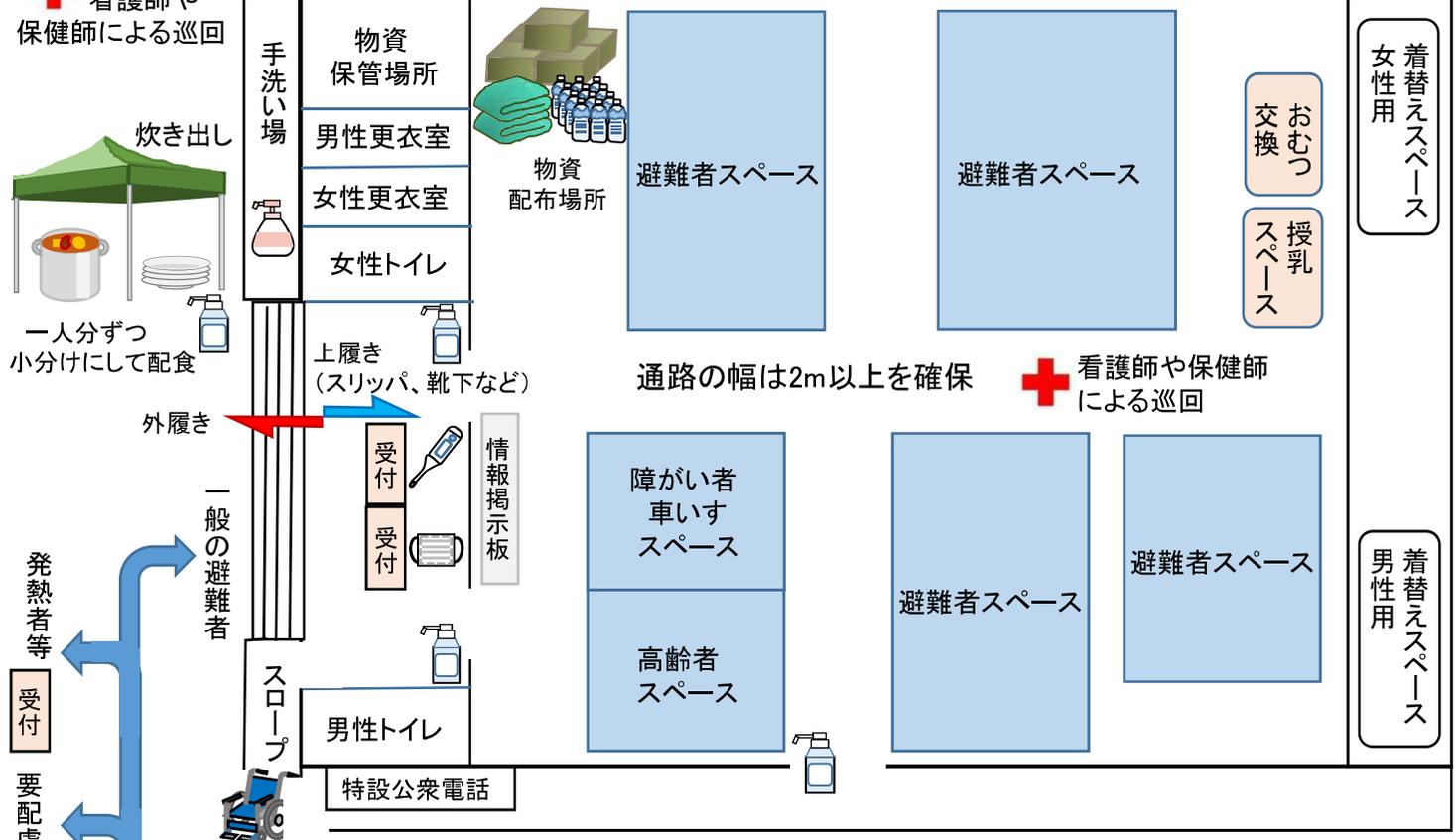
- 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。
- 軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。
- 軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
- 同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

＜専用スペース＞



＜集合スペース＞



受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。



- ### 受付時でのチェック
- 避難者カードの記入
 - 発熱、咳等、体調の確認
 - 要配慮等の確認 など

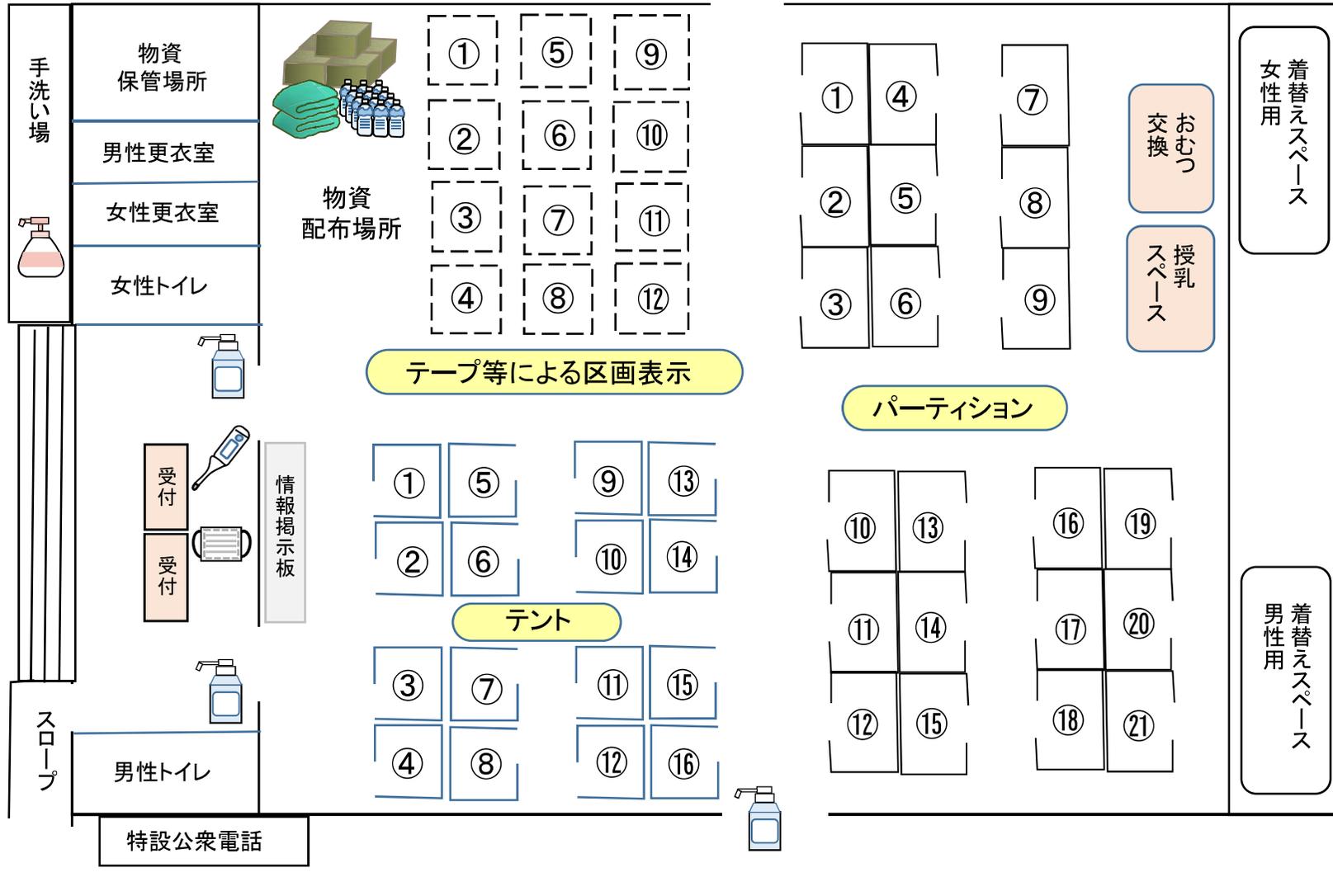
- ### 用意するもの
- ・体温計（非接触型）
 - ・アルコール消毒液（手指用）
 - ・次亜塩素酸溶液
 - ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
 - ・フェイスシールド
 - ・ビニールシート
 - ・使い捨て手袋 など
 - ・マスク

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。

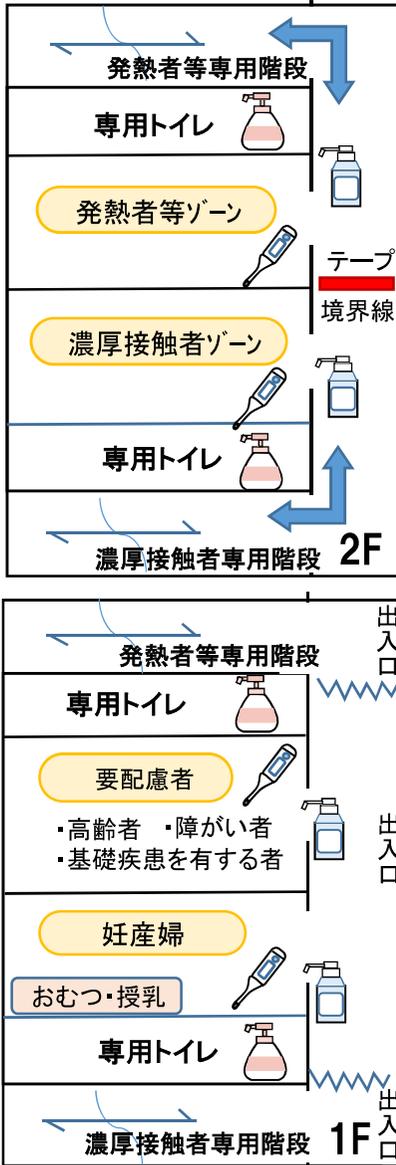


新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 6. 10
第2版

<専用スペース>

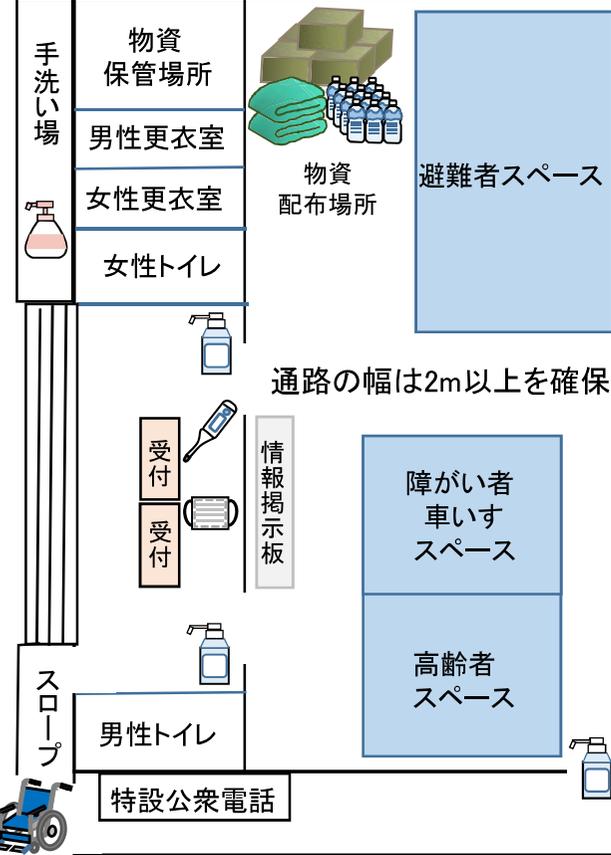
専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な人との兼用は不可)



<集合スペース>

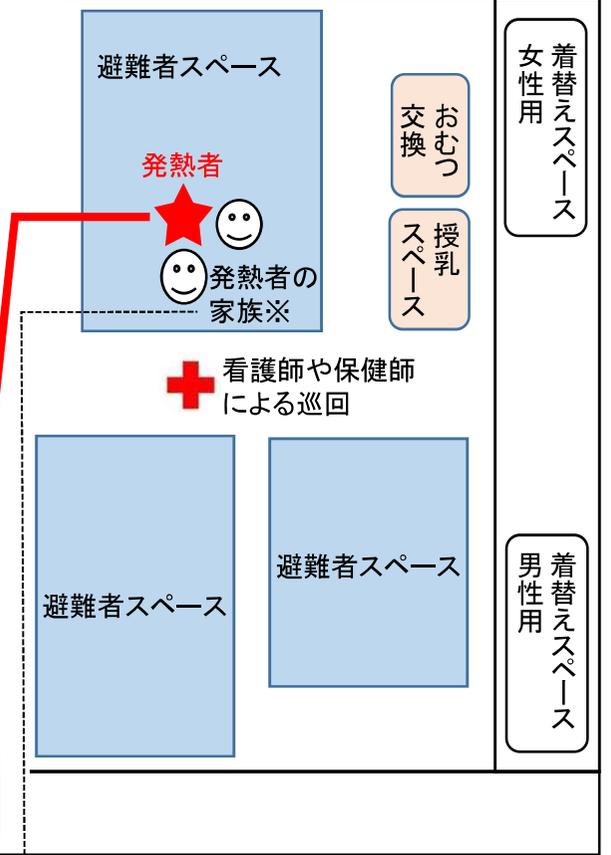
看護師や保健師による巡回

炊き出し
一人分ずつ小分けにして配食



通路の幅は2m以上を確保

発熱者経路



※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

軽症者等
(一時的)

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

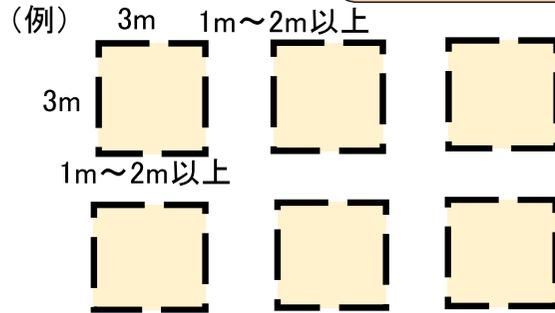
・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

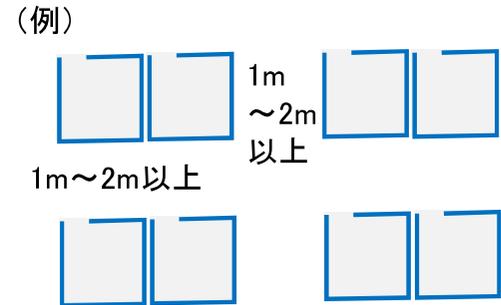
テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

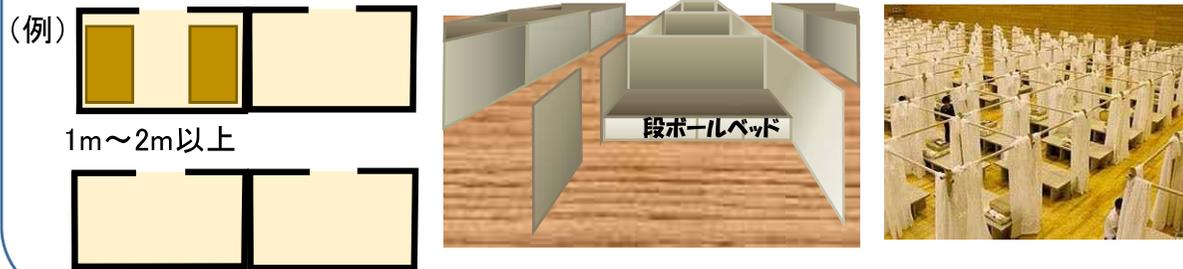


- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

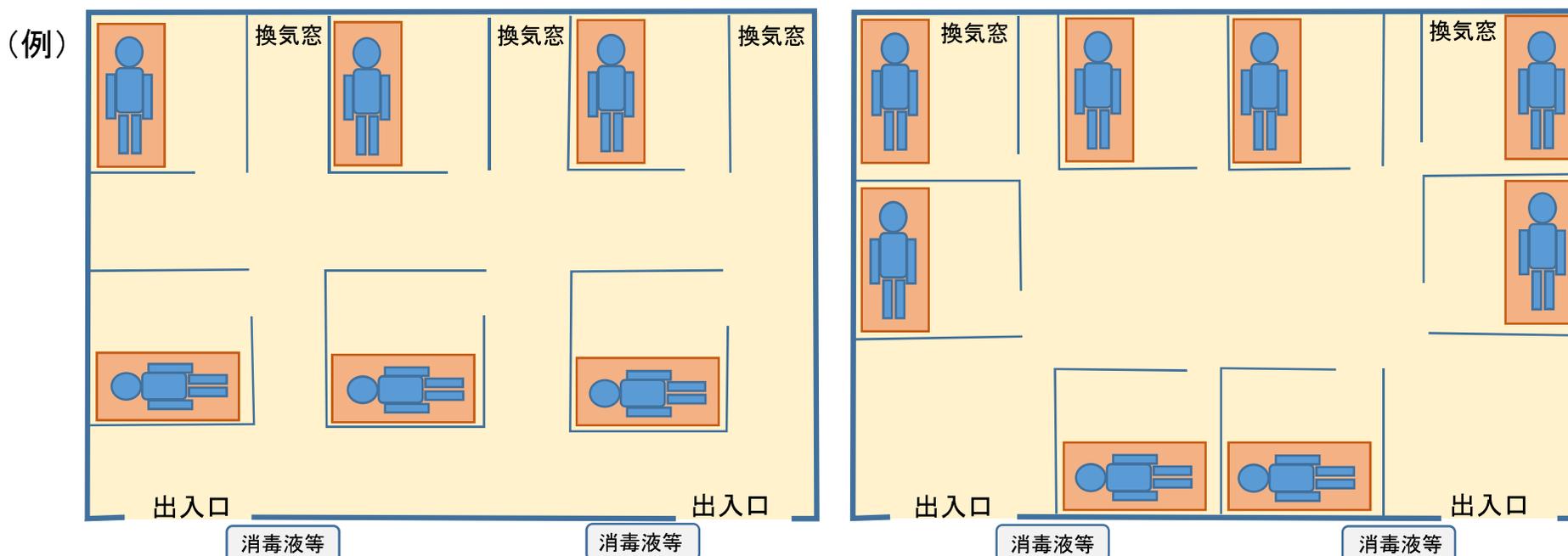
※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) (COVID-19 Contact Confirming Application)

接触確認アプリは互いに分からない形で接触した可能性について通知を受けることができる仕組みです

- 接触確認アプリは、本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができます。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

厚生労働省

利用に同意

アプリをインストールして利用

※仕様は開示する

- ・ブルートゥースを利用し、近接した可能性がある場合にランダムな符号を交換して記録
- ・電話番号、位置情報など個人が特定される情報は記録しない
- ・近接に関する情報は、14日経過後に自動で無効となる
- ・利用の同意はいつでも撤回し、アプリを削除して、記録を消去できる

1メートル以内、15分以上の接触した可能性

- ・端末内のみでランダムな符号を生成して記録（14日経過後は無効となる）
- ・どこで、いつ、誰との近接した状態が、互いにわからない
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しない
- ※ブルートゥースをオフにすると記録しない

陽性者との接触の可能性を通知。症状等に応じて検査の受診などを案内

通知サーバー

厚生労働省

PCR陽性

①陽性者の把握、健康観察等（処理番号を送付）

②陽性確定の事実と処理番号を登録

③陽性者からの通知である旨を処理番号で照会

④処理番号の確認結果を回答

⑤近接した可能性を通知。症状等に応じて、帰国者・接触者外来等の受診までをアプリまたはコールセンターで案内

⑥症状等に応じて案内された帰国者・接触者外来等に予約、受診

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS)

保健所

①の処理番号は、アプリではなく、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムから、本人が同システムに登録した携帯電話のSMS又はメールアドレスに送付

- ・PCR陽性でない方が登録しないよう、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムから処理番号を本人に発行し、本人がアプリで入力する。
- ・通知を受けた方には、症状等に応じて、帰国者・接触者外来等の受診までを、アプリまたはコールセンターで案内する。
- ・通知サーバーでは陽性者の暗号化情報のみを保持し、通知後に削除する。陽性者と通知を受けた者との対応関係は、国・自治体では分からない。

新型コロナウイルスの陽性が判明した場合、本人が同意して、本人がアプリで登録いただきます

- 陽性者でない方がアプリで通知の登録をしないよう、本人がPCR検査等の際に新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに登録した電話番号のSMS又はメールアドレスあてに、「処理番号」を通知します。
- 本人が陽性の登録について同意し、本人がアプリの画面で「処理番号」を登録したら、通知の登録がされます。

PCR陽性

電話番号、メールアドレスを登録

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS)

保健所

処理番号を通知 (SMS又はメールアドレス)

画面イメージ

- ・保健所等において、PCR検査等の際、HER-SYSに電話番号、メールアドレスを登録。
- ・保健所において、アプリの利用の有無を本人に確認し、HER-SYSに登録。処理番号を通知する。

※保健所の負担軽減の観点から、本人がアプリの利用の有無を自ら登録して、処理番号の発行を受ける仕組みも検討。

陽性登録への同意

同意して陽性登録する

陽性情報の登録

000000

登録する

陽性のご登録をいただきありがとうございました

アプリを用いるの人に知らせる

※処理番号をHER-SYSに照会・確認。認証に失敗した場合は、同画面内にエラー表示ありません。

陽性者との接触の可能性があった場合に、本人が確認すると、通知を見ることができます

- 陽性者との接触の可能性の情報は、メイン画面で表示するのではなく、本人が「確認」を選択すると確認できる流れとします。
- (※) 接触の可能性の情報は、1日1回程度、更新されます。

利用開始後に最初に表示する画面
(メイン画面)

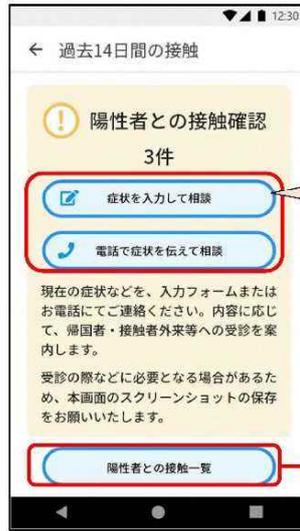


「陽性者との接触を確認する」を押下すると表示される画面

接触が確認されない場合



接触が確認された場合



画面イメージ

症状等に応じて、帰国者・接触者外来等への受診を案内

※接触の可能性が同一の者であるかどうかは、システムでも判別しませんので、同一の者でも一日単位で件数が表示されます。

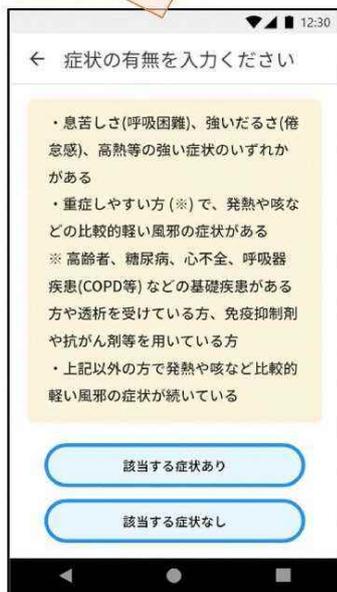
通知がされた方には症状や身近な者の状況を選択すると検査の受診などを案内します

- 本人が症状の有無や身近な者の状況を選択すると、帰国者・接触者外来等(※)への受診までを案内します。
- (※) 都道府県によって、当面は、帰国者・接触者相談センターに連絡いただいた上で、帰国者・接触者外来等への受診を案内します。

○アプリの画面で入力する場合の流れ

※専用のコールセンターに照会した場合も同じに対応

○症状の有無を選択



「症状あり」の場合 → 帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診を案内

- 速やかに最寄りの帰国者・接触者外来等を予約し、受診してください(マスク着用)。
- ※ 帰国者・接触者外来等の連絡先を表示 ※都道府県により当面は、帰国者・接触者相談センターを案内
- ・検査結果が陽性だった場合、患者として対応。
- ・検査結果が陰性だった場合、下記の身近に接した人に関する質問を帰国者・接触者外来等で問診し、該当する場合には、保健所に連絡。保健所から「濃厚接触者」として本人に連絡する。

「症状なし」の場合 → 身近な者に感染者等がいるかどうかを確認

- あなたは陽性者との接触の可能性が確認されていますが、家族や友人、職場の人など2週間以内に身近に接した人で、以下のような方に心当たりはありますか。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者がいる。
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる症状※がある人がいる。
(厳密でなくとも、だいたいそう思われれば「はい」と回答ください)
- ※疑われる症状：息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状、重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状、これら以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く

「はい」の場合
→ 濃厚接触者の可能性が高い/帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診を案内

- 速やかに最寄りの帰国者・接触者外来等を予約し、受診してください(マスク着用)。
- 14日間は自宅で待機をお願いします。
- ※ 帰国者・接触者外来等の連絡先を表示
- ※都道府県により当面は、帰国者・接触者相談センターを案内

「いいえ」の場合
→ 濃厚接触者の可能性は高くない

- 14日間は体調の変化に気をつけてください。
- 体調に変化があった場合は、以下を選択ください。
「症状の有無を入力ください」※画面が遷移

関連する県、国等のホームページ

【新型コロナウイルス感染症に関すること】

○新型コロナウイルス感染症全般に関すること

- ・静岡県 ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

- ・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談窓口

- ・静岡県帰国者・接触者相談センター

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/documents/kisetsucenter.pdf>

【避難に関すること】

○避難準備に関すること

- ・静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」

<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/application.html>



- ・ハザードマップ ポータルサイト（国土地理院）

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

【避難所に関すること】

○災害時における避難所での感染症対策

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】（内閣府）

http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント（第1版）（動画）（内閣府）

<http://www.bousai.go.jp/coronam.html>

- ・災害時における避難所での感染症対策（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html

- ・新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック（JVOAD）

<http://jvoad.jp/guideline/>

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミンオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）

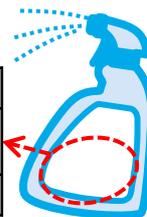
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

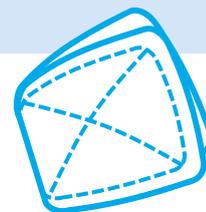
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミンオキシド）、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月28日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にはない場合には？

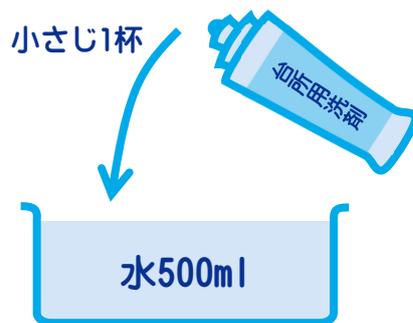
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80°Cの熱水に10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

「新しい生活様式」実践例

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

公共交通機関の利用



◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける

◆外出時、屋内で会話するときは症状がなくてもマスク着用

◆家に帰ったら手や顔を洗う

◆会話は控えめに
◆混んでいる時間帯は避ける

娯楽、スポーツ等



食事



冠婚葬祭などの親族行事



働き方



◆公園はすいた時間、場所を選ぶ
◆ジョギングは少人数で

◆大皿を避けて、料理は個々に
◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用

◆多人数での会食を避ける
◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない

◆テレワークやローテーション勤務
◆会議はオンライン